

当座の生活費の貸し付けのご案内

(無利子・上限10万円※)

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による収入の減少があった世帯に対し、生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付を行います。

通常の貸付と異なり、世帯の収入状況(所得制限)に関わらずご利用いただけますので、当座の生活費等の資金が必要な方は下記によりお申し込みください。

※次の何れかに該当する場合は上限20万円

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に子の世話をを行う必要が生じた労働者がいるとき
- ・世帯員の中に個人事業主等がいるとき
- ・その他、とくに県社協が認めるとき

1. 受付期間 令和2年3月25日(水)から当分の間
(相談・申込受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日は除く))
2. 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯
3. 貸付条件
 - ① 貸付利子 無利子
 - ② 据置期間 貸し付けした日から1年以内
 - ③ 償還期限 据置期間経過後2年以内
(償還期限を過ぎた場合、年5.0%(4月以降は3.0%)の延滞利子が発生します。)
4. 申込方法 **4/30より、書類は、郵送受付可能となりました。**
 - ① 申込・相談窓口 **住民登録している市町村の社会福祉協議会(裏面参照)**
 - ② 必要書類等 (とくに急を要する場合は、事後提出等も可能ですのでご相談ください。
下記のほかに、別途WEBサイトに掲載の書類をダウンロードし、ご記入ご準備ください。

- 本人の氏名・住所が確認できる書類(運転免許証、健康保険証 等)
- ~~収入が減少したことが確認できる資料(給与支給明細書 等)~~
- 資金の振込先を確認できるもの(通帳もしくはキャッシュカード)
- 住民票謄本(世帯の全員が記載されたもの)
- ~~印鑑証明書~~
- ~~実印~~

※ オレンジの箇所は、4/30変更点です。

5. 留意事項
 - ・世帯単位での貸付となり、1世帯あたり1回のみのご利用となります。
 - ・市町村社会福祉協議会で申込を受け付けた後、茨城県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、お貸し付けできない場合もございます。
 - ・審査の状況により、お申し込みの受付から貸し付けの実施までに1週間程度お時間をいただくことがありますので、予めご容赦願います。
 - ・反社会的勢力(暴力団員等)は貸し付けの対象外となります。

求職期間^{※1}の生活費の貸し付けのご案内

(無利子・月額20万円以内^{※2})

※1) 失業給付金等の支給が開始された際は、本貸付は終了となります。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により失業等された世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）の特例貸付を行います。

通常の貸付と異なり、世帯の収入状況（所得制限）に関わらずご利用いただけますので、求職期間中の生活費の資金が必要な方は下記によりお申し込みください。

※2) 貸付額は、以下の上限額及び就労時の月収の範囲内で、必要最小限の額となります。

- 2人以上世帯 月20万円
- 単身世帯 月15万円
- 貸付期間 原則3月以内

1. 受付期間 令和2年3月25日（水）から当分の間
(相談・申込受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日は除く）)

2. 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により失業等された世帯

3. 貸付条件

- ① 貸付利子 無利子
- ② 据置期間 貸し付けした日から1年以内
- ③ 償還期限 据置期間経過後10年以内
(償還期限を過ぎた場合、年5.0%(4月以降は3.0%)の延滞利子が発生します。)

4. 申込方法 **4/30より、書類は、郵送受付 となりました。**

- ① 申込・相談窓口 **住民登録している市町村の社会福祉協議会（裏面参照）**
- ② 必要書 **下記のほかに、別途WEBサイトに掲載の書類をダウンロードし、ご記入ご準備ください。**

- 本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証 等）
- ~~失業等したことが確認できる資料（離職票 等）~~
- 資金の振込先を確認できるもの（通帳もしくはキャッシュカード）
- ~~世帯の収支状況表~~ ~~求職申込み・雇用施策利用状況確認票~~
- ~~自立相談支援事業等により作成される計画書等~~
- 住民票謄本 ~~印鑑証明書~~ ~~実印~~
- ※ **その他、お申し込みの状況により必要となる書類がございます。**

5. 留意事項

※ オレンジの箇所は、4/30変更点です。

- ~~お申し込みには、事前に自立相談支援事業等による支援を受けていただく必要がありますので、併せてお住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。~~
- 市町村社会福祉協議会で申込を受け付けた後、茨城県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、お貸し付けできない場合もございます。
- 審査の状況により、お申し込みの受付から貸し付けの実施までに2週間程度お時間をいただくことがありますので、予めご容赦願います。
- 反社会的勢力（暴力団員等）は貸し付けの対象外となります。